

【学生の皆さまへ】

IGL 医療福祉専門学校

新型コロナウイルス感染対策方針【2021年度第9報】

感染力の強いデルタ株、夏休みやお盆休みなどの人の移動の活発化が重なり、これまでで最大規模となった昨年7月中旬からの感染拡大が10月に収束して以降、全国的にも感染状況は落ち着いた状況が続いてきました。

昨年11月30日、さらに感染力が強いとされるオミクロン株の感染が国内で初めて確認され、12月下旬からは市中感染とみられる感染が全国各地で確認されるとともに、年末年始に伴う人の移動の活発化も重なり、これまでにない極めて速いスピードで感染者数が増加しています。

こうした中、広島県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、1月9日からまん延防止等重点措置が適用されることが決定されました。（重点措置区域については下記参照。）

こうしたことから、「新型コロナウイルス感染症広島県対策本部」は1月7日（金）から1月31日（月）までの間、集中対策期間と定め、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナ感染拡大防止のための集中対策（1月7日決定）に取り組むこととしました。

こうした状況を踏まえ、本校としても、引き続き、感染拡大防止対策を以下の内容で実施しますので、遵守してください。

なお、本方針は次の新しい方針が出るまでは有効とします。

※重点措置区域

**広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、
府中町、海田町、坂町 （10市3町）**

通学や学校内における厳守事項**【登校前】**

① 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。あわせて過去2週間の行動履歴を必ず記録し、当該記録の提出指示があった場合は速やかに提出してください。

倦怠感、呼吸困難、発熱等の症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合には登校を禁止します。（発熱だけではありません）

また、上記の症状以外にも風邪症状に似た体調変化があった場合は、速やかに学校に相談の上、指示に従ってください。

*上記のような新型コロナウイルス感染予防のための欠席の期間は、出席停止として取り扱います。

出席停止とは	出席すべき日数から除外する。（例：15回の授業予定が2回出席停止となると13回の授業となる。試験の受験資格の計算時の分母が減る。）又は授業の遅れなどが懸念される場合は、遠隔授業、課題授業を自宅で受講し出席とする。実習など遠隔授業、課題授業が困難な場合、後日補講を受講し出席扱いとする。
--------	--

② 手を洗う際や急に咳やくしゃみが出る際に使用できるよう、ハンカチを携帯しましょう。

【登校時】

① 常時マスクを着用し、人込みをなるべく避けて登校しましょう。

② 電車やバス、エレベーター等の人の往来がある場所での会話は慎んでください。

【スクールバス乗車時】

① 密閉空間を避けるため、窓を開けて運行します。消毒液が必要な場合は申し出てください。

② 車内での会話は慎んでください。

- ③ 車内では常時マスクで口と鼻を覆いましょう。
- ④ 咳エチケットを守るとともに、不要な会話は慎みましょう。

【学校到着時】

- ① 玄関ロビーに設置されているアルコールで手指消毒をしましょう。
- ② エレベーターは使用せず、階段を利用しましょう。

【教室内】

- ① 休憩時間や授業時は窓や出入口を少し開けたままにしましょう。
騒音や暑さ寒さが気になる場合は定期的に窓を開けて換気をしましょう。(最低1時間に1回)
- ② 常時マスクを着用しましょう。
- ③ 昼食等の食事をする場合は必ず手を洗いましょう。また、向かい合っでの食事や他者との距離が1m以内での食事は禁止します。併せて**食事中の会話はしない**でください。
- ④ 教室に限らず、学校内にいる時は不必要な会話を慎んでください。

【その他】

- ① 手洗い・うがいは徹底してください。
- ② マスクは常時着用してください。
- ③ 多くの人が集まる状況を作らず、3密回避（密閉・密集・密接）に努めてください。
- ④ クラブ活動ならびにサークル活動は自粛してください。
- ⑤ 学生イベントは当面の間、中止してください。
- ⑤ 最低1メートルの社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとりましょう。

学校外における厳守事項

【県外への移動と接触について】

- ① 海外渡航は原則中止してください。
- ② 県外への移動が必要な場合は、あらかじめ学校に相談の上、「県外移動届・県外在住者等の接触情報届」を担任に提出してください。なお、無断での県外への移動が発覚した場合は懲戒処分を行う場合があります。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛してください。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は感染の状況や医療のひっ迫の状況を表すレベルが「レベル2（警戒を強化すべきレベル）」相当の地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断してください。

あわせて、上記の地域から来られる方との接触も控えてください。接触があった場合は、接触日の翌日から原則8日間の自宅待機とします。ただし、接触日の翌日から5日後にPCR検査を受け、その結果が陰性であったときは、登校を認めます。

やむを得ず上記の地域へ移動した場合は、帰宅日の翌日から原則10日間の自宅待機とします。ただし、帰宅日の翌日から5日後にPCR検査を受け、その結果が陰性であったときは、登校を認めます。

※ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域、感染状況レベル2相当の地域については、「広島県のホームページの新型コロナウイルス感染症に関する情報」を参照すること。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/other-areas-traffic.html>

【外出の削減】

- ① 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会をできるだけ削減してください。重点措置区域においては、外出機会と時間を合わせて半分に削減してください。特に、20時以降の外出は更に削減してください。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではありません。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、極力家族や普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避け、距離を置く（2メートル以上）ことを心がけてください。

※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など。

- ② 県内での移動について、重点措置区域と当該区域以外との往来は、最大限、自粛してください。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではありません。

【家族以外との会食について】

- ① 同居する家族以外での会食等は控えてください。

【感染予防】

- ① 手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手の消毒等も行いましょう。
- ② マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避けましょう。
- ③ 外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにしましょう。（接触感染防止）
- ④ 換気の悪い密閉空間、多くの人の密集する場所、近距離の会話での密接場面（3つの「密」）が重なる3密場面を避けましょう。
- ⑤ 最低1メートルの社会的距離（ソーシャルディスタンス）をとりましょう。
- ⑥ 公共交通機関やエレベーター等の人の往来がある場所での会話は慎みましょう。
- ⑦ 参加者同士の濃厚接触の可能性が高い行事や会食、不特定多数の人が集まる不要不急の集まりには出席しないでください。

【健康管理】

以下の指針に従い、自身の健康管理を行ってください。なお、該当事項が生じた場合には速やかに学校に連絡をしてください。

- ① 毎朝体温を測り、体温及び健康状態を記録してください。あわせて過去2週間の行動履歴を記録してください。
倦怠感、呼吸困難、発熱等の症状や味覚・嗅覚異常等の明らかに通常時と違う症状がある場合には外出をしないでください。（発熱だけではありません）
また、上記の症状以外にも風邪症状に似た体調変化があった場合は外出（登校を含む）を見合わせ、学校に速やかに連絡をしてください。
- ② 自身が保健センター等の行政機関から新型コロナウイルス感染者と確定された場合や濃厚接触者と確定された場合はそれ以降の外出を見合わせ、行政機関の指示に従ってください。
- ③ 新型コロナウイルス感染を疑われ、PCR検査を受けたあるいはこれから受ける近しい人（親族や頻繁に会う友人等）がいる場合は、その旨を速やかに学校に連絡してください。
- ④ 体調が優れない場合は、まずはかかりつけ医に相談するか、相談先に迷ったら「積極ガードダイヤル（広島市居住者：TEL082-241-4566 呉市居住者：TEL0823-22-5858 福山市居住者：TEL084-928-1350 広島市・呉市・福山市以外の市町の居住者：TEL082-513-2567） 全日24時間対応」に相談し、学校に状況の報告をしてください。
- ⑤ 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、「積極ガードダイヤル」に相談し指示を仰ぎ、学校に速やかに連絡してください。
 1. 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した恐れがある場合。
 2. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。
 3. 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者を診察・看護・介護・同居した。

出席停止と登校再開の基準

【学生本人が体調不良の場合】

- ① 発熱や風邪症状が出た場合
 - 1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。

2) 速やかに医療機関を受診し、結果を学校に報告し指示に従ってください。

② 感染者又は濃厚接触者となった場合

原則として保健所の指示に従うものとし、その上で、I G Lグループ医師連の判定会議にて決議の上で出席停止解除とします。なお、近い人（親族や頻りに会う人等）がP C R検査を受けた、あるいはこれから受ける方がいる場合は、I G Lグループ医師連の判定会議をもって出席停止期間を定めます。

【同居家族等が体調不良の場合】

① 同居家族等に発熱や風邪様症状が出た場合

1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。

2) 速やかに医療機関を受診させ、結果を学校に報告し指示に従ってください。

② 同居家族等が濃厚接触者又は感染者になった場合

1) 学校に連絡するとともに、自宅待機とします。

2) 同居家族等が、P C R検査で陰性であった場合には、その結果を学校に連絡し、その指示に従うこと。自宅待機期間については、自宅待機中の健康状態を観た上で、I G Lグループ医師連の判定会議にて決議の上で決定します。

以上